

## 指圧代用器の取扱いについて

昭和45年12月15日 薬発第1136号  
各都道府県衛生主管部（局）長あて 厚生省薬務局長通知

薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療用具については、昭和36年7月8日薬発第281号薬務局長通知「医療用具の取扱いについて」に基づき取扱われているが、今般医療用具のうち指圧代用器等次に定めるものについては、下記により取扱うこととしたので遺憾のないよう配慮されたい。

なお、この取扱いに伴い、従来承認を受けていたものについては、品目の廃止届け又は承認事項の一部変更承認申請等所要の措置をとるよう貴管下の製造業者等を指導されたい。

おって、最近低周波治療器、超短波治療器及び電位治療器（静電治療器）等について虚偽、誇大または誤解を招く恐れのある広告、宣伝が多く見られるので、その取締りを強化するとともに、これらの器具については事故の発生を防止するため、特に前記薬務局長通知別紙1器具器械の項第78号家庭用電気治療器に規定する「主として医師の指導によって指導する」旨を厳守するよう製造業者ならびに販売業者の指導方につきご配慮を煩わしい。

- 1 単に突起物やてこ等を応用し背筋等にあてて指圧する器具類（電動式のものを除く。）
- 2 赤外線を利用したこたつ
- 3 膣洗浄器

### 記

- 1 単に突起物やてこ等を応用し背筋等にあてて指圧する器具類（電動式のものを除く。）は、次に掲げる範囲の効能、効果のみを標ぼうする場合に限り医療用具に該当しないものとして取扱うこととすること。したがって、今後これらの器具類については、薬事法の規定に基づく製造の承認、許可等を必要としないものであること。ただし、次に掲げる範囲以外の効能、効果を標ぼうした場合は無承認、無許可の医療用具に該当するのでこの点十分留意され製造業者等に周知徹底されたいこと。

- (1) あんま、指圧の代用（読みかえはしない。）
- (2) 健康によい
- (3) 血行をよくする
- (4) 筋肉の疲れをとる
- (5) 筋肉のこりをほぐす

2以下は省略